



令和6年度

第2回 佐賀市上下水道事業経営審議会

# 下水道使用料のあり方について

令和6年11月5日

# 目次

1. 前回の振り返り	… 1	4. 下水道使用料について	
2. これまでの経営改善の取組	… 2	(1)これまでの使用料の変遷	… 15
3. 今後の見込み		(2)現行の使用料	… 16
(1)収益と費用の見込み(収益的収支)	… 4	(3)下水道使用料の県内比較	… 17
(2)建設改良事業の見込み(資本的収支)	… 6	5. 下水道使用料の考え方	… 18
(3)更なる経営改善策の検討	… 9		
(4)財政状況	… 12		

# 1. 前回の振り返り

## 佐賀市上下水道局からの説明

- 佐賀市上下水道局が経営する3事業の概要説明
  - ①水道事業 ②下水道事業 ③工業用水道事業
- 令和5年度の3事業の決算報告



収益の減少は見込まれるが、市民の安全安心のため、施設の老朽化・耐震化対策などを進めている



## 下水道使用料のあり方を検討するにあたり

- これまでの経営改善の取組
- 今後の事業計画

を提示すること

## 2. これまでの経営改善の取組

安全・安心な下水道事業の経営を持続させるために、汚水処理費の削減と使用料収入の増加、経営基盤の強化や投資の合理化等に取り組んできました

### ○施設の効率化

( 建設費:△461億円 維持管理費:△7.4億円/年 )

- |                               |             |               |
|-------------------------------|-------------|---------------|
| ・ エリアマップの見直しによる施設建設中止         | 建設費△260億円   | 維持管理費△2.8億円/年 |
| ・ 施設の共同化(大和町、諸富町)             | 建設費△128.9億円 | 維持管理費△2.5億円/年 |
| ・ 市町村合併による施設建設計画の廃止(川副町、東与賀町) | 建設費△72.2億円  | 維持管理費△1.8億円/年 |
| ・ 東与賀浄化センターの汚水処理中止            |             | 維持管理費△0.3億円/年 |

### ○組織の効率化

( 人件費 △8,370万円/年 )

- |            |                |         |               |
|------------|----------------|---------|---------------|
| ・ 上下水道組織統合 | 組織の効率化(人件費の削減) | 下水人員△2名 | 人件費△1,570万円/年 |
| ・ 支所再編     | 組織の効率化(人件費の削減) | 下水人員△9名 | 人件費△6,800万円/年 |

安全・安心な下水道事業の経営を持続させるために、汚水処理費の削減と使用料収入の増加、経営基盤の強化や投資の合理化等に取り組んできました

## ○その他の取組

(増収の取組)

・ 接続促進の強化

(お客様サービスの向上)

・ スマートフォン決済

・ コンビニ収納

(費用削減の取組)

・ 汚水処理判定の開始

・ 管きょ設計業務の効率化

(業務の効率化)

・ 窓口収納業務等の委託

・ 下水浄化センター及びポンプ場維持管理業務の委託

(資源の有効活用)

・ 消化ガス発電

・ 下水道汚泥の肥料化

### 3. 今後の見込み

#### (1) 収益と費用の見込み(収益的収支)

※収益的収支・・・下水道使用料収入や、施設の維持管理、減価償却などの経常的な経費

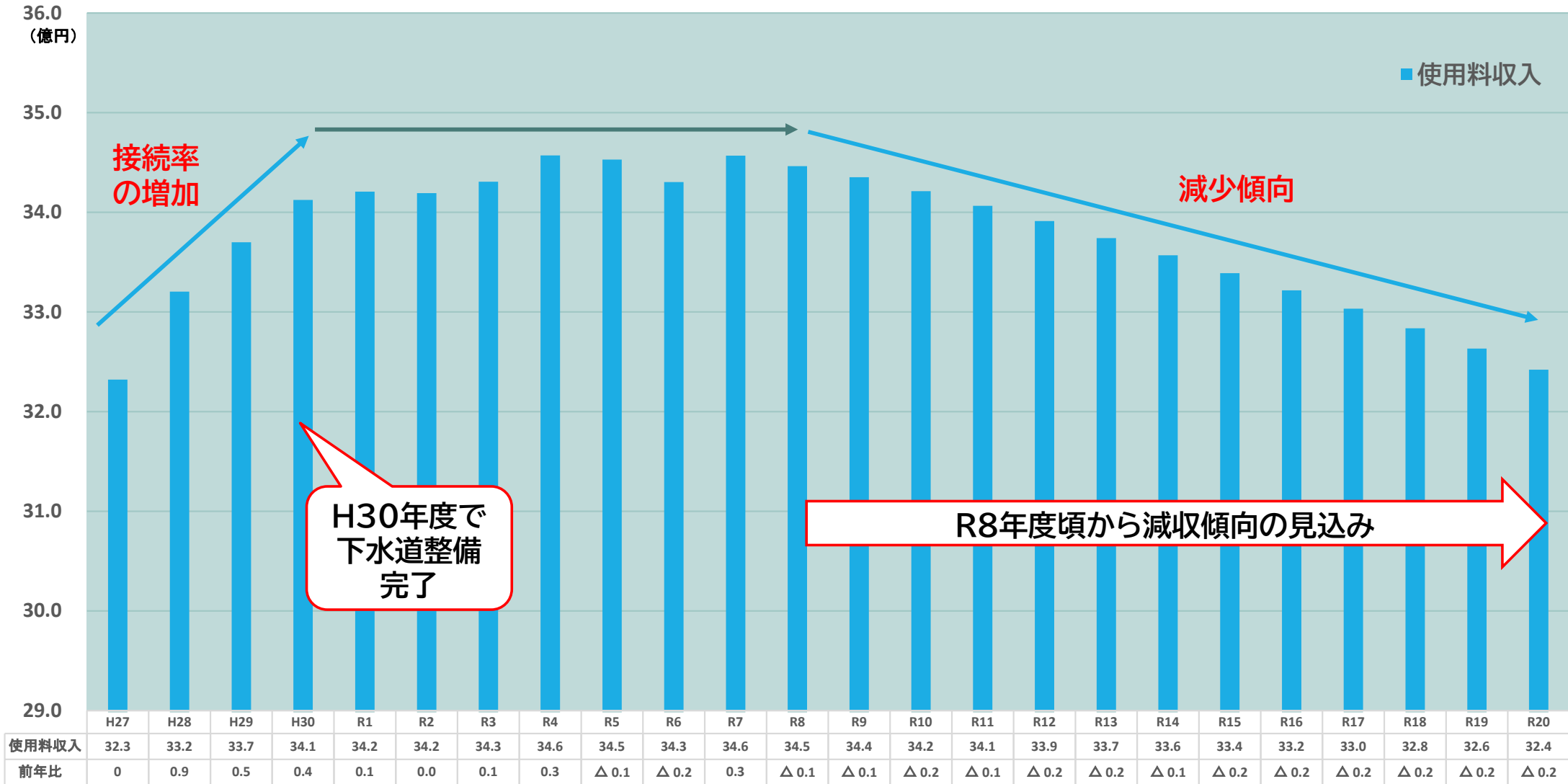
◎「使用料収入」は人口減や節水などにより**減少**

◎「費用」は物価高騰等で**増加**

収益	下水道使用料は <b>減少</b>	△ 0.1～0.2億円/年
費用	物価高騰により物件費は <b>増加</b>	+ 2.68億円/(R6～R15)
	減価償却費は <b>増加</b>	+ 1.36億円/(R6～R15)

※収益と費用の増減より、令和8年度から**収支不足が発生する**見通し

# 使用料収入の見込み



## (2) 建設改良事業の見込み(資本的収支)

※資本的収支・・・管路や施設の建設改良工事などにかかる経費

◎老朽化や耐震化対策に多額の費用が必要

◎企業債償還は令和6年度をピークに減少

### <主な事業>

老朽化対策(管路のストックマネジメント)	16億円(R6年~10年)
----------------------	---------------

老朽化対策(施設のストックマネジメント)	48億円(R6年~10年)
----------------------	---------------

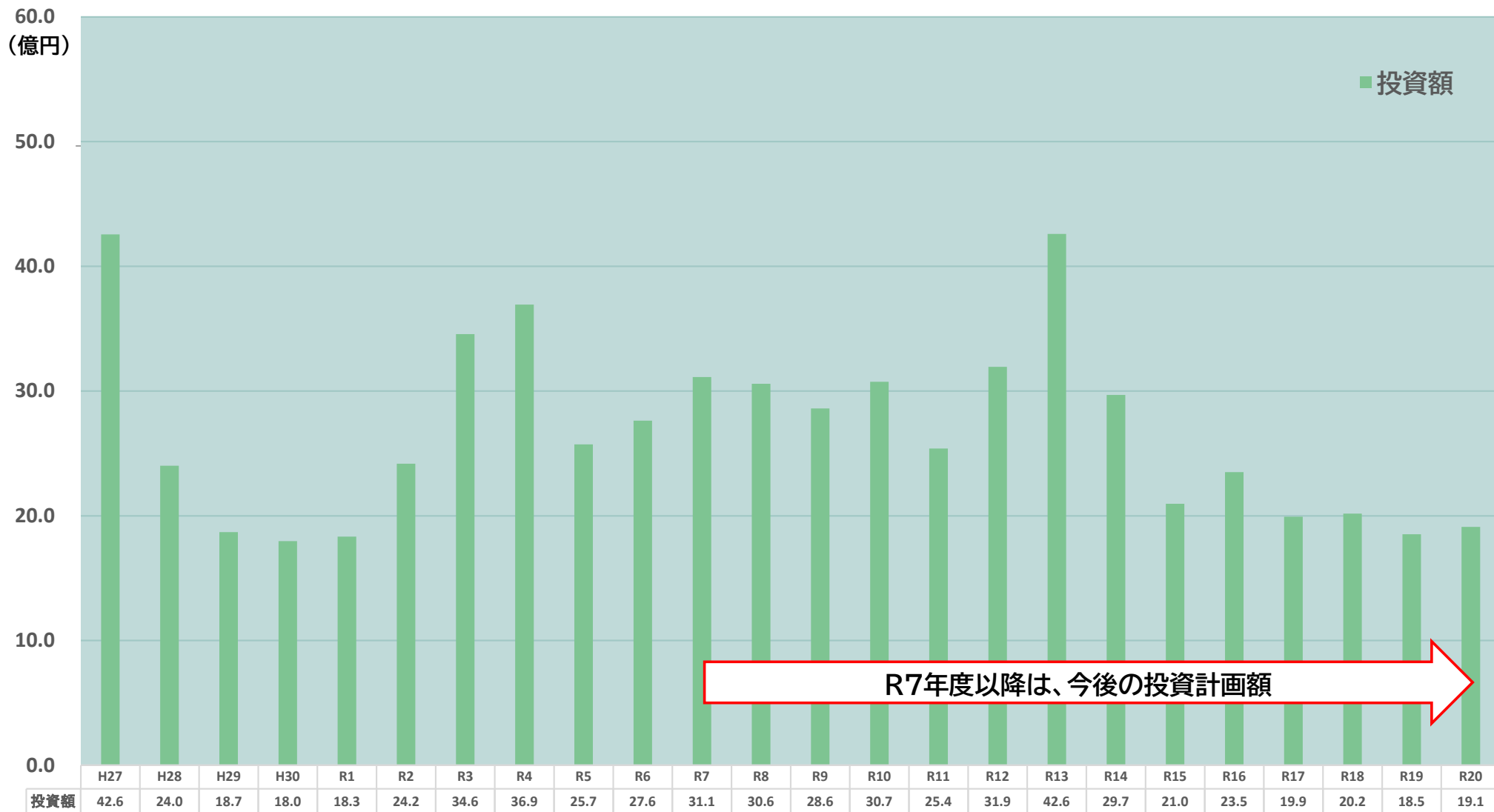
下水道管路の耐震化	15億円(R6年~10年)
-----------	---------------

公共下水道圧送管の強靱化 (重要圧送管の二条化)	25億円(R6年~15年)
--------------------------	---------------

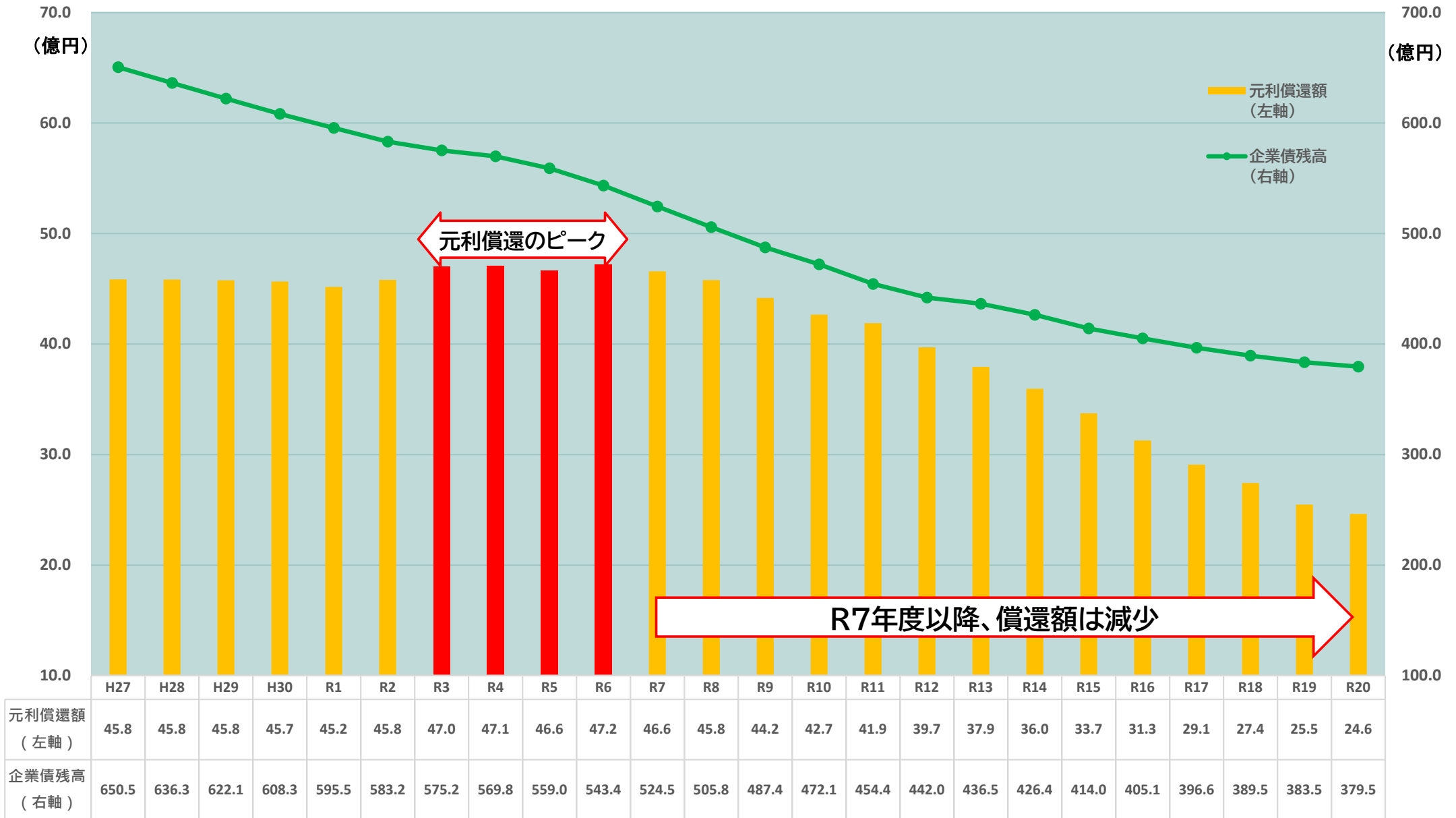
※財源としては、「企業債」「補助金」等を活用するが、資金残高が減少し最終的には資金が枯渇し、建設改良費が確保できなくなる見込み



# 投資額の見込み



# 企業債の状況



### (3) 更なる経営改善策の検討

今後も市民生活に欠かせないインフラとして持続していくため、経営改善を進めます

#### <主な経営改善策>

内容	効果概要
① スtockマネジメント計画の継続	リスク評価を踏まえた改築を計画的・効率的に実施することで、施設の延命や費用を抑制し、併せて道路陥没や機械故障などのリスクの低減も図る
② 農業集落排水施設の統廃合	令和7年から15年の9年間で統廃合を実施することで、費用の抑制を図る
その他	水洗化率の向上、不明水対策による有収率の向上、DXの推進、官民連携の検討

# ① スtockマネジメント計画の継続

<ストックマネジメント計画とは>

既存の建築物(ストック)を点検し、劣化箇所の修繕や更生をすることで長寿命化を図る管理手法を、効率的に行う計画です。リスク管理を行いながら施設を長く使うことで費用を抑制します。



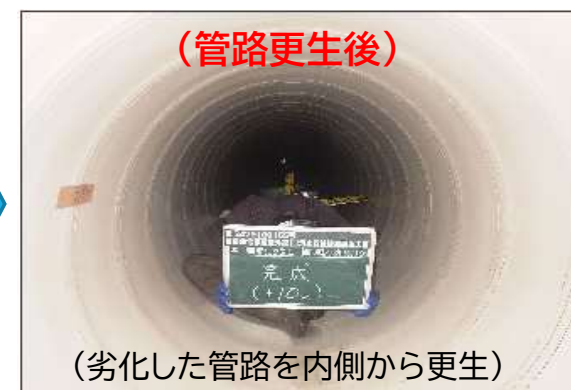
## ストックマネジメント基本計画

点検・調査の実施

修繕・改築計画の策定

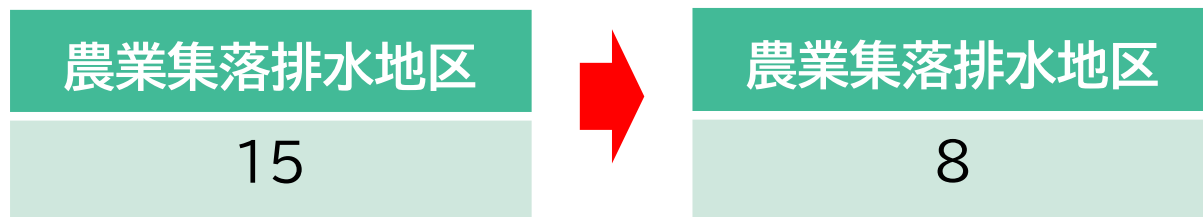
修繕・改築の実施  
(基本設計及び工事等の実施)

	期間	事業費
第1期計画	令和元年度～令和5年度	管路 13億円 施設 67億円
第2期計画	令和6年度～令和10年度	管路 16億円 施設 48億円



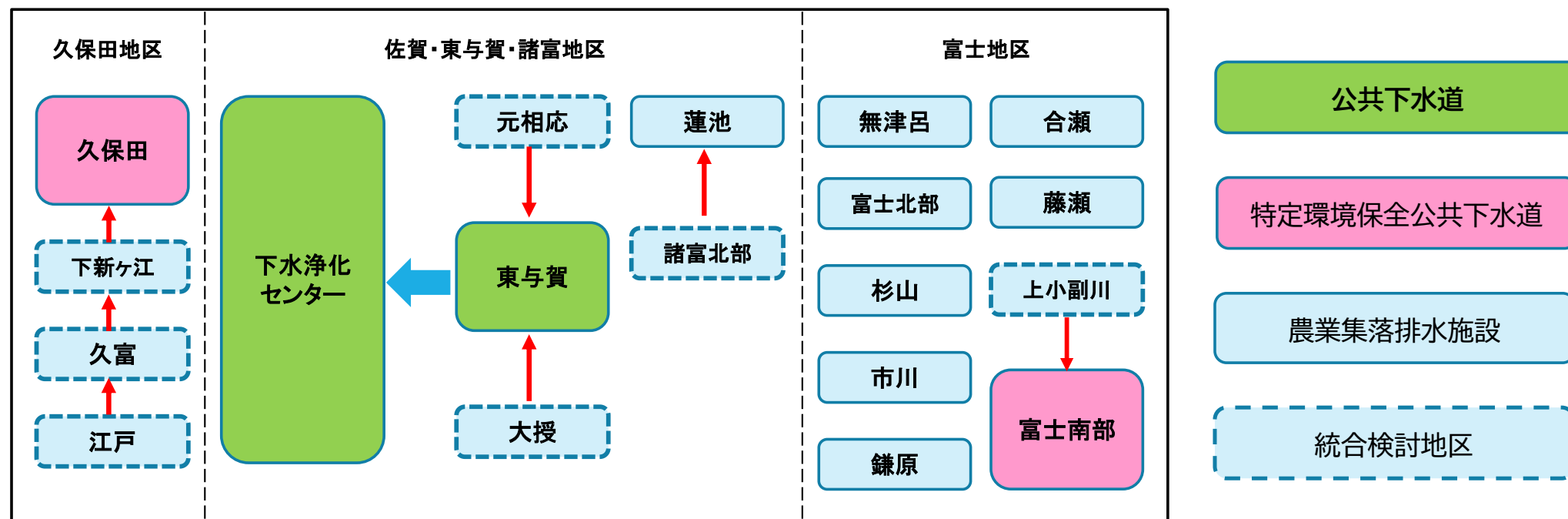
## ② 農業集落排水施設の統廃合

下水道事業の更なる効率化を図るため、農業集落排水施設の統廃合を進めます



(7施設の廃止を予定)

隣接した他地区と下水道管路を接続することで、処理場が不要となり、維持管理費等の削減が可能となります



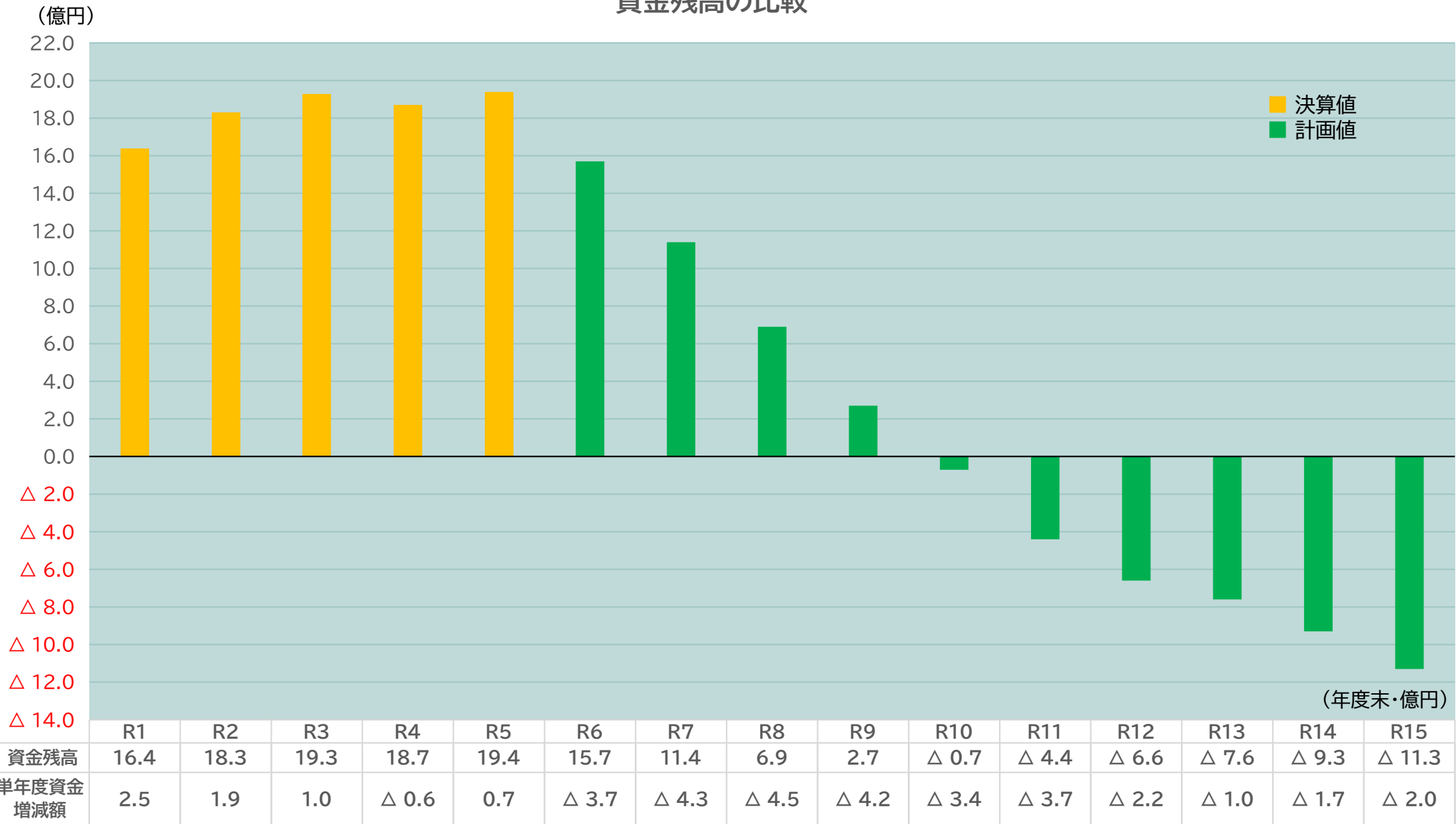
- ◆ 実施スケジュールは **R7~15年の9年間** を予定しています
- ◆ 統廃合による削減額は、7施設合計で **年間4,690万円** を見込んでいます

(4) 財政状況

(単位:百万円)

	R5(決算)	R8(計画)	R10(計画)	R15(計画)
収益的收入	7,607	7,896	7,951	7,964
料金収入	3,452	3,446	3,421	3,338
収益的支出	7,497	7,954	8,009	8,157
経費(動力費・修繕費等)	1,855	1,960	1,963	2,012
支払利息	820	766	735	716
当年度純利益	108	△60	△60	△194
資本的收入	6,262	4,987	4,825	3,247
企業債	2,758	1,942	2,002	1,419
他会計補助金	1,980	1,839	1,666	1,191
国県補助金	1,427	1,111	1,064	546
資本的支出	7,596	6,871	6,605	4,755
建設改良費	3,747	3,059	3,075	2,098
企業債償還金	3,841	3,811	3,529	2,657
資金残高	1,942	685	△65	△1,125

資金残高の比較



## 下水道事業を取り巻く状況

◎「使用料収入」は人口減や節水などにより**減少**

◎「費用」は物価高騰等で**増加**

## 市民の安全安心を第一に！

管路の耐震化  
施設の老朽化対策

継続して取り組みます



## 4. 下水道使用料について

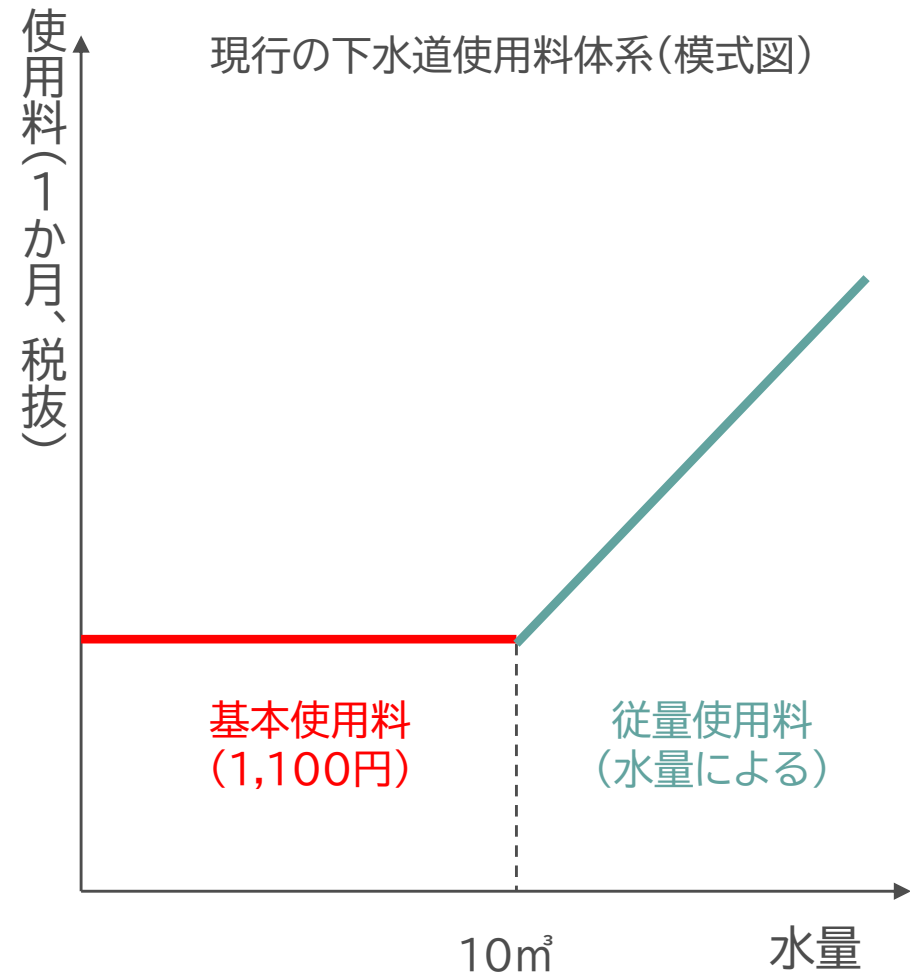
### (1) これまでの使用料の変遷

区分	実施時期	改定率	使用料 (15m <sup>3</sup> /月 税抜)
第1回改定	昭和57年	60.6%	950円
第2回改定	昭和61年	16.8%	1,070円
第3回改定	平成6年	29.8%	1,410円
第4回改定	平成11年	13.7%	1,620円
第5回改定	平成16年	11.2%	1,790円
第6回改定	平成22年	11.2%	1,990円

## (2) 現行の使用料

現行の下水道使用料体系 (税抜)

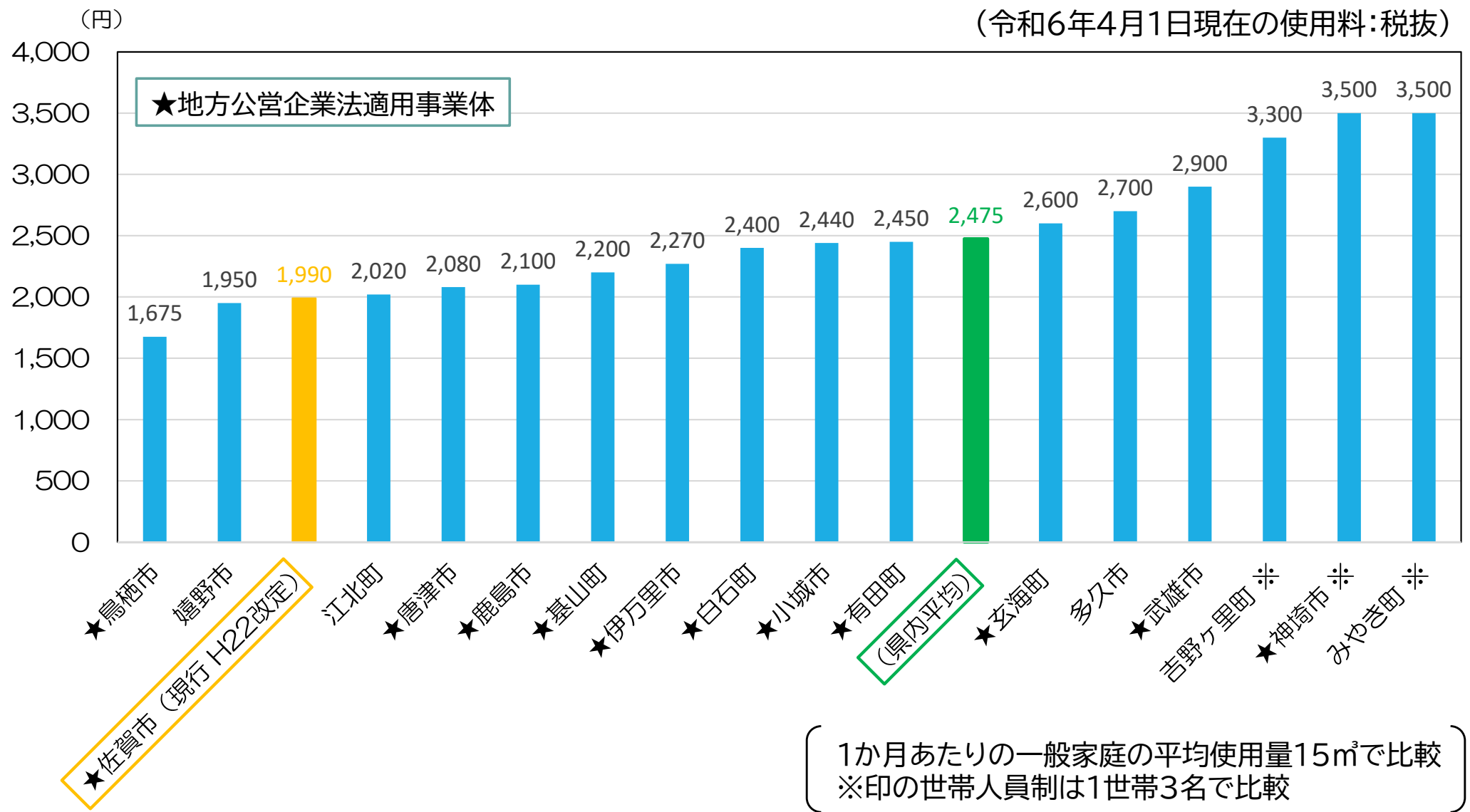
区分	汚水量区分	使用料単価
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,100円
従量使用料	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	178円
	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> まで	189円
	31m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで	200円
	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> まで	234円
	101m <sup>3</sup> 以上	289円



(計算例) 一般家庭の平均使用量

○ 1か月 15m<sup>3</sup> (基本使用料)1,100円 + (従量使用料)178円×5m<sup>3</sup> = 1,990円 (税抜)

### (3) 下水道使用料の県内比較(佐賀市の一般家庭の平均使用量)



## 5. 下水道使用料の考え方（基本原則）

### 独立採算の原則

地方公営企業法第17条の2第2項

下水道事業は、地方公営企業法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用

### 雨水公費・汚水私費の原則

地方公営企業法第17条の2第1項

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則

下水道処理費	負担	負担の理由
雨水 にかかる経費	公費 (一般会計繰入金)	雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費(税金)により負担する
汚水 にかかる経費	私費 (下水道使用料)	汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費(下水道使用料)により負担する

## 下水道使用料の原則

下水道管理者は、**条例で定める**ところにより、下水道の使用者から使用料を徴収することができ、使用料は下水道法第20条第2項に基づき、**4つの原則**によって定めなければならない

### 下水道法第20条第2項の規定(4原則)

- 下水の量及び水質その他使用者の状態に応じて妥当なものであること
- 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
- 定率又は定額をもって明確に定められていること
- 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと



使用料は公正妥当で独立採算の原則を維持できるものでなければならない

## 下水道使用料のあり方についての審議のポイント

今後の健全な事業経営に向け、審議会での主な視点としては

- ・中長期的な経営期間(10年間程度)とする
- ・令和7年度以降に実施する建設改良事業等の見通しはどうか
- ・令和7年度以降の収支(収益と費用)の見通しはどうか